

# 都市計画における分権化の 徹底と全体の調和の確保

- I 制度課題と総点検の視点
- II 具体的論点と基本的考え方

ページ  
(1)  
(3)

## I 制度課題と総点検の視点

○都市計画制度について、都市生活・活動・環境等が持続可能な「集約型都市構造化」等を図る上で、地域の創意工夫を活かした取組を強化するための分権化を徹底し、計画から事業にわたる諸権限を可能な限り一体化する一方、部分最適に陥らず全体の調和が図られるように必要な調整措置を置くことが必要。

※権限ごとに、最適な主体を決定するという考え方(都市圏における外部不経済の処理、調整の円滑化のための利害調整の内部化という考え方)を参照しつつ、都市計画制度が自治事務として運営される現行の考え方の下で、

- ①まちづくりの中心的役割を果たす市町村に関連する権限をなるべく一体化(市町村の対応範囲を超える事項等に限り都道府県が対応)し、
- ②的確な広域調整・国の利害との調整を行う。

○「集約型都市構造化」等の課題への対応は、単に権限配分だけで達成できるものではなく、個別の取組の活性化と、その積み重ねが不可欠であること、基本的には既に相当の取組が可能な権限が市町村に付与されていることから、併せて、権限が的確に使いこなされ、効果的に活用されるような運用面を中心とする環境整備が必要。

## (参考) 広域調整の必要性(例)

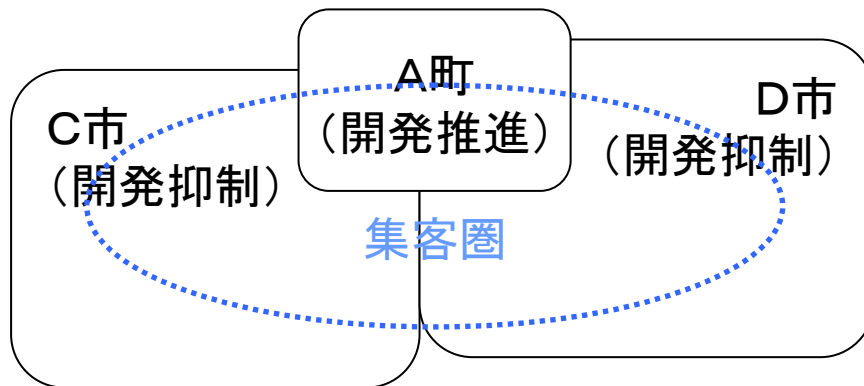
### ○市街地の拡大

→ 市町村間の誘致の競合、抑制方針の無意味化

(例) 大規模集客施設や工場等を誘致するため、用途地域を変更するケース

・A町における大規模集客施設の立地を前提とした用途地域の指定(商業地域)について、B県が当該都市計画の協議同意に当たり、関係市町村から意見聴取。

・隣接して影響を受けるC市・D市の慎重な対応を求める意見を踏まえ、B県とA町の調整の結果、大規模集客施設の規模を縮小し、周辺における都市構造レベルの影響を軽減。



### ○好まれない施設等の排除

→ 周辺自治体への押し出し

(例) 火葬場やワンルームマンション等の立地を制限するケース

(例) 都市内で業務機能や工業機能を担うことが適当な地域で、これらの機能集積を抑制する土地利用規制をするケース

### ○行政区域界における不整合

(例) 中心的な自治体と隣接する自治体のニーズの軽重から、道路ネットワークが形成されなかったり、それぞれで車線が異なる事態が生じるケース

## Ⅱ 具体的論点と基本的考え方

### 《市町村の権限の強化と調整の円滑化》

#### 都道府県との関係を区分する「広域性」概念の見直し

○都市計画は原則として市町村が決定し、市町村の区域を超える広域的・根幹的都市計画に限り都道府県が決定するという考え方を更に厳格化し、以下に掲げるような特別の観点がなく、単に影響が市町村の区域を超えるという意味において広域的とされている都市計画は、市町村決定として、広域調整を都道府県との同意を要する協議にゆだねてはどうか。

(都道府県決定とする都市計画) ※イメージ: 広域的又は根幹的 → 広域的かつ根幹的

- ①市街地の拡大をもたらす可能性があり、農林業との調整を伴う、都市や市街地の外延を画する都市計画  
・区域区分(線引き)(※都市計画区域・準都市計画区域の指定、都市計画区域マスタープラン決定も都道府県が行う。)
- ②地域地区・施設・事業は、以下のものに限定
  - イ 国設置の施設など国家的政策の直接的実施手段としての性格を有する都市計画  
・国道、一級河川、都市再生特別地区 等
  - ロ 都道府県設置の施設など一の市町村の視点で定めることが不適當な広域・根幹的施設  
・都道府県道、二級河川、都市高速鉄道、産業廃棄物処理施設 等  
→ 4車線以上の市町村道は、市町村決定(施設管理権限と一体化)  
→ 10ha以上の公園、緑地、広場、50haを超える土地区画整理事業等は、原則市町村決定  
(※施行予定者として国・都道府県等を定めるなど国・都道府県設置の施設であることが明らかであるものを除くこととしてはどうか。)
  - ハ 現況保全等を図るための特殊で厳しい規制を伴う広域的な地域地区  
・歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区 等  
→ 三大都市圏等における用途地域、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区等は、市町村決定  
(※これに伴い、同意を要する国への協議も不要化)

※区域が一の市町村の内外にわたり、市町村内で完結せず、特に一体的に決定すべき都市計画の扱い

## 権限の一体化の推進

○まちづくり交付金を活用するプロジェクトに関連する市町村への権限の一体化を参考に、市町村の集約型都市構造化等を目指すプロジェクトについて、関連する都道府県の施設整備・管理等に関する事務(都道府県決定とされている施設・事業に関する都市計画の決定等)の移譲が行えるようにすることを検討してはどうか。

(例)移譲についての都道府県と事前の同意を要する協議を、マスタープランレベルで行う等

## 市町村の発意が活かされる広域調整の円滑化

○分権と広域調整の調和を図る観点から見れば、市町村と都道府県の調整事項を絞るよりは、より市町村の発意が活かされる円滑化の仕組を追求すべきではないか。

(例)広域調整に係る協議の観点の具体化明確化(同意基準を明示する等)

市町村が都市計画の決定・変更をしようとする際に併せて必要となる都道府県の都市計画決定・変更について、都道府県の検討を担保するための措置(市町村が案を申し出た場合、都市計画審議会における専門的審議の実施を義務化する等により、提案権を明確化)

※以下の点については、基本的に従来の考え方が妥当するのではないか。

○市町村と都道府県の「複数の主体によって同一の区域に定められる都市計画が全体として一体的であること」が必須であることから、両者の計画が図面上食い違っていないかなど、計画内容が不当でないかまで調整する必要がある。したがって、従来どおり、市町村が決定する都市計画については、

①都道府県が定める都市計画に適合することを求めるとともに、

②原則として都道府県と同意を要する協議により調整が図られるべきではないか。

※この調整の観点とは、従来どおり一の市町村の区域を超える広域調整及び都道府県都市計画への適合の担保に限定するとともに、円滑化の措置を検討(再掲)

○開発許可、都市計画施設区域内の建築許可等の事務は、人口規模の大きい市にまとめて移譲されており、その規模に達しない市町村については、地域の状況、事務量のばらつきが大きいことから、従来どおり、一律にではなく、建築確認事務の配分との整合等も勘案しながら個別に移譲することができることとするのが適切ではないか。

○事業者に土地収用権限を与える都市計画事業認可は、公正性中立性のための第三者による審査が不可欠であり、土地収用法の特則であるという性格から同法の仕組みとも整合するよう、市町村事業及び民間事業に対する都道府県の認可、都道府県事業に対する国の認可を存置すべきではないか。

## 《国の関与のあり方の見直し》

### 大都市部における国の関与の大幅縮減

○これまで、国の利害に重大な関係のある都市計画に加え、大都市部の主要な都道府県決定の都市計画については、個別計画レベルで国に同意を要する協議を求めてきた。後者については、大都市圏域を意識した広域的調整が図られる必要性はなお高いと考えられるが、その関与形態を抜本的に見直し、原則として、個別計画レベルの関与に代え、事前に基準と方針を示しつつ、マスタープランレベルでの関与にシフトすべきではないか。

(都道府県に同意を要する国への協議を求める都市計画)

都道府県決定とする都市計画のうち、国の利害に重大な関係があるものに限定(全国共通)

→ 用途地域など基本的都市計画の市町村への移譲と併せ、大都市部における都市計画について国の関与を大幅に縮減

※個別都市計画に対する事前協議という関与に代えて、これらの方針・基準に即し、又は適合することを担保するため、国の利害に重大な関係のある都市計画への事後関与(指示・代行)以外に、国の意見を表明・提案することによって、都道府県・市町村に自主的な運用改善を促すべきではないか。

※その他、国の政策の直接的実現手段という性格を有する都市計画について、国が提案する等のイニシアティブを発揮することが考えられてもよいのではないか。

## 国が示す基準・方針の考え方

○都市計画制度が総体としてその趣旨に沿って活用されるよう、国が示す基準・方針としては従来の法令に基づく都市計画基準等に加えて、新たに以下のようなものを考えるべきではないか。

- ①持続可能な集約型都市構造化という基本的な方針
- ②大都市圏における都府県・指定都市を超える広域の都市構造に関わる都市計画の調整の方針（※個別計画レベルの関与の廃止に対応）
- ③都市計画の見直し基準や公物管理法体系に属しない都市計画施設の安全性確保等に関する技術基準

## 法律と条例の関係

○現状でも、都市計画制度は、規制内容を法定し、又は地域性に応じて選択できる法定のメニューを備え、更には、地域的な行政需要の差が見込まれる場合は条例への委任を法律上明らかにし、現に建築物の用途、規模・高さ等に関する法定規制を地方公共団体の判断でカスタマイズすることができるようになっている。

このような体系は、規制の全国的な公平性・平等性・妥当性を確保するために合理性があるのではないか。

※いわゆる「まちづくり条例」については、まちづくりの基本方針を定めるなどそれ自体拘束力を持たないものから、届出勧告などの手段で規制誘導を行うもの、住民組織を位置付け住民の積極的主体的参画を促進しようとするものまで、様々なものが存在している。

これらにより、個性的なまちづくりが推進されることは望ましい面もあるが、一方、禁止を含む規制手段としては、規制の全国的な公平性等や、広域調整、住民・利害関係者に対する適正手続保障の観点からは、一義的には、法律に基づく都市計画、法令に委任された条例によることが望ましいのではないか。



## 都市計画のマネジメント機能の向上と定期的な評価・見直し・ルール確立

### 《マスタープラン》

(現行)

#### ・都市計画の「決定の方針」との位置付け

都市計画区域マスタープラン(都道府県決定)

都市再開発方針等(都道府県決定)

市町村マスタープラン

※これに即して個別都市計画を決定

マスタープラン(骨格・大枠)→個別都市計画(詳細化・具体化)という関係を法制上担保

※方向性を総合的に可視化するもの(今後の社会経済の潮流変化の先導的位置付けが必要)



### ○マスタープランの機能改善と実効性向上

・市町村広域合併等に伴う都市計画区域との広狭逆転を踏まえた都市計画区域の再編、関連する都市計画区域マスタープランの一体的策定等

・集約的都市構造化という目標・必要な指標と都市計画の見直し方針の明確化

※都市計画総体としての評価分析手法の開発が必要

※選択と集中による必要な事業の迅速な実施と民間事業との連携強化(整備プログラムの明確化)

・個別の取組に起因して必要となるマスタープランや他の都市計画の見直しなど、ボトムアップ方向の見直し・調整の円滑化

### 《都市計画の見直し・変更》

(現行)

#### ・計画決定・変更を的確に行うため都市計画に関する基礎調査を実施

※都道府県が概ね5年ごとに実施(人口規模、産業分類別就業人口規模、市街地面積、土地利用、交通量等の現況と将来見通し) → 必要な計画変更

#### ・状況変化に応じ計画変更するか否かは都市計画決定権者が判断

※計画見直し検証結果や理由の開示は担保されていない。



### ○都市計画のPDCAサイクルの活性化

・集約的都市構造化の推進及びそのための都市計画の的確な見直しに資する客観的データの効率的収集と分析

→ 都市計画基礎調査項目の見直し・合理化、結果公表等

・長期にわたり実現していない施設・事業に関する計画の定期的な見直し検証と結果(整備加速・修正変更・廃止縮減等)の公表をルール化

※これまで見直し検証が明確に行われていないものについて、重点的に実施。今後決定される施設・事業に関する都市計画についても、着手されず10年程度経過したものについては、同様の見直し検証・結果の公表

### ○「開かれた都市計画」への改善

・決定変更根拠の公表の充実、インターネットを活用した意見表明のアクセス容易化と応答のアカウントビリティ拡充、計画提案の活性化

・都市計画以外の政策手段、これに関わる他の方針や計画との連携・総合性の確保